

しよわ

No. 328
2月号

Public Relations SHOWA Town



～平成17年『消防出初式』～

災害のない安心して暮せる1年であることを願って穏やかな青空の下、新春恒例の『消防出初式』が開催されました。

分列行進、本部ポンプ車及び各部小型ポンプによる一斉放水訓練が行われ、地域防災への思いを新たにしました。

CONTENTS (おもな内容)

- 地域の身近な相談相手『民生委員・児童委員』
- 税の申告のお知らせ
- 男女共同参画だより⑦
- 老人医療費助成金支給制度からのお知らせ
- 乳幼児医療費助成金申請書提出時のお願い

地域の身近な相談相手

『民生委員・児童委員』

民生委員・児童委員は、日常生活の悩みごとや困りごとについて相談を受けたり、支援をしたりする『地域の身近な相談相手』のような存在です。

町内では、平成16年12月1日から新しい民生委員・児童委員39名が活動しています。高齢化社会を迎え、地域福祉や在宅福祉が推進されてきていますが、日常生活で悩みごとがあったときに、気軽に相談にのってくれたり、支援してくれる民生委員・児童委員の存在はとても大切なものとなっています。



社会奉仕の精神で福祉向上に貢献しています

民生委員・児童委員（民生委員は、全て児童委員を兼務します。）は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱されています。本町では、70～200世帯に1人の割合で一定の区域を担当しています。

民生委員・児童委員の活動に対する報酬はありません。社会奉仕の精神に徹し、基本的人権を尊重しながら、地域の福祉向上に取り組んでいます。

悩みごとや心配ごとを抱える人の味方です

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として『世話的役割』を果たしています。悩みごとや心配ごとを抱えている人がいれば、その人がおかれている立場の理解に努め、誠意をもって相談や助言を行い、本人や家族が自立できるよう援助します。

住民と行政をつなぐパイプ役です

住民の持つニーズや問題について、必要に応じて関係機関や施設等に連絡・通報する『パイプ的役割』を果たしています。

さらに、援助が必要な人たちが適切なサービスを受けることができるように、関係機関と連携・相談をしながら調整を行う『潤滑油的な役割』もあります。

ほかにもこんな役割を担っています

民生委員・児童委員は、このほかにもいろいろな役割を担っています。

具体的には、

『アンテナ的役割』

住民の生活実態と、抱えている問題やニーズを日常的に把握する。

『告知板的役割』

住民に対して社会福祉の制度や

サービス等の情報を提供し、住民自身がそれを利用し問題解決にあたるよう働きかける。

『支援的役割』

要援護者（世帯）に対し地域の関係機関や住民と連携し、援助・支援活動を進めるための継続した体制づくりを行う。

『代弁者的役割』

住民の福祉にかかわる問題について、民生委員で組織する民生委員協議会で意見をまとめ、行政機関等に対し改善を促す。などが挙げられます。

なんでも結構です

お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密が漏れることはありませんのでお気軽にご相談ください。

例えば、

- ◆生活に困っている。
- ◆心身に不安がある。
- ◆1人暮らしでいざというとき不安。
- ◆高齢者の介護や世話が大変。
- ◆子どもの養育や学校のことなどで悩んでいる。
- ◆児童、妊産婦、母子父子家庭について悩んでいる。

という方はぜひご相談を。

地域の子育ての味方『主任児童委員』

児童福祉を専門で
担当しています

近年、児童虐待等の問題が増加するなか、子どもと家庭を取り巻く環境の変化にともない「健やかに子どもを生育する環境づくり」・「地域において児童が安心して健やかに成長することができるよう環境づくり」が社会の課題となっています。

そうした中、平成6年に従来からあった児童委員制度とは別に、児童福祉に関して専門的に担当する「主任児童委員」制度が新たに設けられました。

従来からの児童委員は民生委員が兼ねており、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法等に基づき、行政への協力や各種の調査など幅広い分野を受け持っています。

一方、主任児童委員は主に児童福祉関係機関との連絡・調整と児童委員への支援・協力を携わっています。

子育てを助けるために
活動しています

主任児童委員は、地域の子ども

《昭和町民生委員地区別名簿》 (任期：平成16年12月1日～平成19年11月30日)

(順不同・敬称略)

| 地区名 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 備考 |
|-------|--------|------------|----------|--------|
| 西条一区 | 花形 正子 | 西条5270 | 268-0075 | |
| | 小林 一 | 西条4205 | 275-2559 | |
| | 桑原 久仁子 | 西条2466-1 | 275-2304 | |
| 西条二区 | 秋山 鶴子 | 西条4272-2 | 275-3253 | |
| | 井口 敦美 | 西条4299 | 275-2545 | |
| | 河西 秀吏 | 西条485 | 275-3311 | |
| | 室井 達雄 | 西条1956-18 | 275-3695 | |
| | 入倉 昌三 | 西条264-2 | 275-4747 | |
| | 望月 登志子 | 西条521-1 | 275-3825 | |
| | 田中 育也 | 西条601-6 | 275-3357 | 主任児童委員 |
| 清水新居 | 保坂 弘 | 清水新居239-2 | 224-6884 | |
| | 今福 一紀 | 清水新居420 | 224-6784 | |
| | 秋山 昌子 | 清水新居1009 | 226-9739 | |
| | 長田 隆子 | 清水新居373 | 222-2630 | |
| 西条新田 | 中澤 喜幸 | 西条新田433-40 | 275-2165 | 会長 |
| | 功刀 有美子 | 西条新田832 | 275-3283 | 副会長 |
| | 加賀美美江子 | 西条新田542-2 | 275-5776 | |
| 押越 | 有賀 恵藏 | 押越201 | 275-3181 | |
| | 山田 定幸 | 押越689 | 275-2556 | |
| | 畑野 純子 | 押越1645 | 275-3156 | |
| | 花形 ひさ子 | 押越638 | 275-3021 | 主任児童委員 |
| 河東中島 | 志村 久美江 | 河東中島1896 | 275-3106 | 副会長 |
| | 遠藤 泰子 | 河東中島1138-2 | 275-2106 | |
| 紙漉阿原 | 今村 美智子 | 紙漉阿原89-12 | 275-2697 | |
| | 武井 啓吉 | 紙漉阿原2308 | 275-4454 | |
| | 丹沢 英臣 | 紙漉阿原2462 | 275-6195 | |
| 築地新居 | 中澤 孝造 | 築地新居375 | 275-5700 | |
| | 田中 祥子 | 築地新居629 | 275-3197 | |
| 飯喰 | 鷹野 林 | 飯喰626-3 | 275-2563 | 副会長 |
| | 清水 はるみ | 飯喰936 | 275-2372 | |
| 河西 | 池田 定之 | 河西638-15 | 275-2384 | |
| | 小池 豊子 | 河西159-1 | 275-3345 | |
| | 秋山 正巳 | 河西1472 | 275-2093 | |
| | 金丸 千鶴 | 河西469 | 275-2753 | |
| 上河東 | 岩村 敦子 | 上河東405 | 275-2820 | |
| | 細田 征勇 | 上河東459 | 275-2938 | |
| 上河東二区 | 望月 潤二 | 上河東543-59 | 275-3423 | |
| | 立川 聖子 | 上河東543-53 | 275-7138 | |
| | 山田 節子 | 上河東543-5 | 275-2136 | |

◆町、児童相談所、福祉事務所、保健所、保育園、学校、児童館

のいる家庭を的確に把握し、支援が必要な場合に関係機関等と連携し、援助の手を差しのべることができるよう、常に子どもや親たち目配りしています。

◆子育てに関する不安や悩みについて

等との密接な連携による子どもとその環境に関する情報収集と地域ぐるみでの子育てのための啓発活動、子育てネットワークへの協力

◆子育てに関する不安や悩みについて

最近、子どもへの虐待が深刻な社会問題となり、マスコミでも取り上げられています。また、発見されずに潜在化しているケースもかなり多いと考えられます。

◆民生委員・児童委員・主任児童委員についてのお問合せは、

役場福祉介護課(☎275-2111内線248・249)まで



税の申告のお知らせ

いよいよ確定申告も間近となりましたが、自営業のみなさん、農家のみなさん、申告の準備はもうお済みでしょうか？

町では庁舎1階ホールで、2月16日（水）から3月15日（火）まで申告相談を行います。申告期間中は混雑を避けるため、地区別に申告相談日を設けています。また、本年は3月6日（日）に限り、相談及び申告書の受付を行います。平日に申告できない方など、地区の限定はありませんのでご利用ください。



申告相談は2月16日から

申告は、町・県民税（住民税）や国民健康保険税を正しく算出する基礎となるほか、各種税証明書を発行するときの資料となる大変重要な手続きです。

申告相談は2月16日（水）から3月15日（火）の日程で行いますが、最終日近くは非常に混雑しますので、早めに申告しましょう。

所得税の申告が必要な人

◎ 勤務者から申告書が郵送された人

◎ 営業、農業、不動産所得等の1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える人

◎ 土地・建物を譲渡（交換を含む）した人

◆サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

◎ 平成16年中の給与収入の合計額が2,000万円を超える人

◎ 給与を1か所から受けている人で給与以外の所得が20万円を超える人

◎ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得が20万円を超える人

地区別申告相談日程表

| 相談日 | 対象地区 |
|----------------------|----------------------|
| 2月16日（水） 2月22日（火） | 西条一區 西条二區 清水新居 |
| 2月23日（水） 3月1日（火） | 西条新田 押越島 河東中島 |
| 3月2日（水） 3月8日（火） | 紙漕阿原 築地新居 飯河喰西 |
| 3月9日（水） 3月15日（火） | 上河東區 上河東二區 |

- ◆相談時間 午前9時～午後5時
- ◆受付時間 午前8時30分～11時
午後1時～4時
*混雑の状況により、受付時間が繰り上がることがあります
- ◆相談場所 役場庁舎1階ホール
- ◆問合せ 役場税務課
(☎ 275-2111 内線 221・222)

*本年は3月6日の日曜日に限り申告相談及び申告の受付を行います。地区の限定はありません。

◎ 年末調整した内容に変更がある人

◆確定申告で税金が戻ります

確定申告をする義務のない人でも次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。

◎ マイホームをローン等で取得した場合

◎ 多額の医療費を支払った場合

◎ 災害や盗難にあった場合

◎ 年の途中で退職し、再就職してない人で年末調整を受けなかった場合

町・県民税の申告が必要な人

平成17年1月1日現在昭和町に住所があり、平成16年1月1日

12月31日の間に所得があった人は申告が必要です。

なお、前年実績などをもとに申告が必要と思われる人には、あらかじめ「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」をお送りします。

申告書を受け取られた人は、所得がなかった場合でも申告書に理由を記入して提出してください。

国民健康保険に加入されている人は、所得の有無に関わらず必ず申告してください。

特に所得がなかった人は申告しないうと、保険税の軽減（割引）や高額医療費の非課税世帯の適用が受けられません。

また、所得証明などの公的証明

を必要とする人も、申告が必要です。

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

◎ 勤務者から所得税の確定申告書を受け取る人

◎ 給与所得のみのサラリーマン、または公的年金のみを受給されている人で、勤務先または支払い者から役場に支払報告書が提出されている人

◎ 町内に住んでいる人の扶養親族として申告されている人

住宅ローン減税について

住宅ローン減税とは、居住者が住宅の取得等をして、これらの

新築家屋等を平成20年12月31日までの間にその人の居住の用に供した場合には、その人が一定の住宅借入金等を有するときは、その居住の用に供した年以後10年間（平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合は15年間）の各年末の借入金残高に応じて一定額を所得税から控除することができる制度のことです。ただし、合計所得額が3,000万円を超える年は除かれます。

◆土地の借入金も控除の対象

平成11年1月1日以降において適用対象となる住宅借入金等の範囲に、居住用家屋の新築または新築住宅、もしくは既存住宅の購入と共に土地または土地の上に存する権利の取得に充てるための借入金で一定の要件を満たすものについても対象となります。

◆住宅ローン減税を受ける時に必要な書類

- ◎売買契約書・建築請負契約書
- ◎住宅の登記簿謄本（法務局で発行）
- *土地の登記簿謄本は土地の借入金がある場合に必要
- ◎住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（金融機関で発行）
- ◎住民票抄本（住民登録の役場）
- ◎給与等の源泉徴収票（原本）
- ◎金融機関の口座番号（本人）
- ◎印鑑（本人）

税理士会の無料相談会

東京地方税理士会甲府支部は、社会的奉仕活動の一環として、平成16年分所得税・消費税の確定申告にあたり、左記の日程と会場で相談会を行います。

| 医療費還付申告のための広域無料相談会 | | 年金所得者及び給与所得者で医療費控除を受けられる人の税金還付の相談会 | |
|--------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--|
| 甲府市総合市民会館 | 2月9日(水)・10日(木) | 午前10時～正午 午後1時～4時 | |
| 小規模事業者のための無料相談会 | | 所得金額が高額な人、相談内容が複雑な人、譲渡所得がある人はご遠慮ください | |
| 甲府市総合市民会館 | 2月16日(水)～28日(月) 土曜日及び27日(日)を除く | 午前10時～正午 午後1時～4時 | |
| 甲斐市竜王北部公民館 | 2月21日(月) | 午前10時～正午 午後1時～4時 | |
| 南アルプス市 白根中央公民館 | 2月22日(火) | 午前10時～正午 午後1時～4時 | |

甲府税務署からのお知らせ

平成16年分の申告の税務署窓口での相談、申告書の受付及び納税の期限は、

◆所得税

2月16日(水)～3月15日(火)

◆贈与税

2月1日(火)～3月15日(火)

◆個人事業者の消費税・地方消費税

1月5日(水)～3月31日(木)までです。

還付申告の方は、2月15日(火)以前でも申告書を提出することができます。

税務署では、閉庁日（土・日曜日及び祝日）の相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は、郵送または税務署の時間外文書收受箱に投函することにより提出することができます。なお、2月20日と2月27日の日曜日に限り、甲府税務署で申告書作成のアドバイス・申告書の受付を行っております。*税務署の駐車場は狭いのでお車までの来署はご遠慮ください。

◆納税には安心、便利な口座振替をご利用ください。

平成16年分の口座振替日は「申告所得税4月19日(火)」、「消費税・地方消費税4月26日(火)」となります。ご希望の方は、甲府税務署(☎2333-3111)の管理部門へお尋ねください。

確定申告サイトオープン

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、『所得税の確定申告作成コーナー』があります。

手軽に確定申告書を作成することができ、プリントアウトしたものを税務署に提出(郵送)することができ、24時間いつでも、ご自宅等のパソコンで自分の確定申告書が作成できますので、お気軽にご利用ください。

申告の時に持ちいただくもの

| 該当する人 | 持 ち 物 |
|---------------------|---|
| 全 員 | 印鑑 社会保険料（国民健康保険税、国民年金、農業者年金等）や小規模企業共済等掛金の領収書または証明書 生命保険や損害保険の控除証明書など 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの（所得税の還付がある場合必要） |
| 給 与 所 得 者 | 源泉徴収票（原本）または給与支払明細書 |
| 公的年金等受給者 | 源泉徴収票（原本）・互助年金計算書 |
| 事 業 所 得 者 | 仕入れ・売上の帳簿や必要経費の領収書 |
| 農 業 所 得 者 | 農業所得計算書・出荷証明書 |
| 上記以外の所得がある人 | その収入や必要経費が分かる書類 |
| 本人または扶養親族が障害者の人 | 身体障害者手帳など |
| 雑損控除や医療費控除を受けようとする人 | り災証明や損害証明書、医療費の領収書または支払証明書（医療費通知は証明になりません）及び保険などで補てんされた金額の明細書 |
| 寄付金控除を受けようとする人 | 特定団体へ支出した寄付金の領収書 |



平成17年 昭和町消防出初式

1月10日（月）午前9時より押原中学校校庭において、新年恒例の昭和町消防出初式が挙行されました。訓辞や表彰、機械器具の点検や各部による小型ポンプ及び本部ポンプ車による水出し訓練が行われ、日ごろの訓練の成果を発揮していただきました。



各種表彰者並びに 感謝状贈呈者 (敬称略)

山梨県退職消防団員報償

山梨県知事 金杯

元第7部部長 紙漣阿原 望月 直彦

元第10部部長 河西 三浦 浩

峡中地域振興局長表彰

本部 指導部長 田中 要一

山梨県消防協会会長表彰

(甲種功労章)
本部 副団長 尾倉 孝男

(乙種功労章)

第2部 部長 古屋 正樹

第10部 部長 宮原 正人

第5部 部長 坂本 一成

第7部 部長 上條 秀章

第12部 団員 河西 洋一

山梨県消防協会甲府地区支部長表彰

第3部 部長 渡辺 一博

第8部 部長 深澤 金一

第5部 団員 三神 一朗

南甲府警察署長並びに県防犯協会南

甲府支部長表彰

第8部 部長 倉本 治仁

第1部 部長 三井 浩樹

第6部 部長 望月 英俊

第3部 団員 幡野 政彦

第8部 団員 田中 慎治

昭和町長表彰

第11部 部長 細田 健

第4部 部長 永野 正彦

第9部 部長 今村 忠

第12部 部長 渡邊 英雄

第10部 部長 石川 一彦

第3部 部長 中込 尚男

第1部 団員 望月 生治

20年勤続表彰

本部 団員 坂本 久

10年勤続表彰

第10部 部長 宮原 正人

第5部 団員 三神 一朗

第8部 団員 田中 慎治

昭和町消防団長表彰

第5部 部長 有賀 賢二

第7部 部長 田中 武彦

第2部 部長 中山 和則

第11部 部長 望月 幸彦

第1部 部長 桑原 孝一

第4部 部長 藤綱 智浩

第6部 部長 山下 弘樹

第9部 部長 鷹野 利仁

5年勤続表彰

第12部 班長 植松 篤

第5部 甲要員 塩澤 政博

第12部 甲要員 萩元 隆晴

第4部 甲要員 赤木 直孝

第5部 乙要員 浅川 格

第5部 乙要員 山田 学

第7部 乙要員 橋本 光彦

第9部 乙要員 小澤 博

第11部 乙要員 細田 浩司

第12部 乙要員 戸倉 秀樹

第2部 団員 井口 正

第2部 団員 望月 弥

第3部 団員 笹本 孝明

第10部 団員 田中 良幸

団長特別表彰

第8部

団長表彰 特別功労章

第8部 故近藤 大



ひとひと 女と男とが築きあげる 21世紀のまちづくり

『共に生き活き輝け昭和』

昭和町男女共同参画推進だより⑦

地域に心豊かな愛情を

この頃の世の中は、あまりにも痛ましい事件が相次ぎ、新聞やテレビニュースの報道に多くの人が、心を痛めているのではないだろうか。

「9・11」同時多発テロ以来、力による解決が至上の方法とする風潮のもとに、内外に衝撃的な事件が続き、社会全体の無秩序化が一層進んできたように思えます。

日本の社会では、人間としての生き方の規範が「良心」として内在化されることも、他方では良心よりも対面がものをいい、本来の規範より村落共同体のなかで隣近所のみならず生き方の規範を決めていました。それは、他者のまなざしを意識することで自分たちの行動を律するというかたちの「恥の文化」だったわけです。ところが最近の日本では、「恥」や世間体が行動規範として機能していません。身近な様子を見ても、自分中心の行動が多く見られ、自分にとって関係のない人はいてもいなくても同じだという考

え方が先行してしまいます。

他者のまなざしが気にならなくなれば、後は無秩序にならざるを得ません。戦後の日本では赤面恐怖や対人恐怖が一般的でしたが、今日ではあたかも他者が存在しないかのように振る舞う人が増えていきます。高齢者世帯を含め、普通の家庭で殺人事件が起きるのも、めずらしいことではなくなってきました。それは、家族の崩壊につながり、家庭は安らぎの場ではなくなってしまう。

他人との親近感や仲間意識といった共同性が失われつつある状況は、これまでの社会が解体していく大きなうねりの現われだとも思われてきます。

一人ひとりが真剣に自分の行き方を見つめ、規範の回復のために、身の回りの人間関係の中で、他者への配慮といった基本的なレベルから、堅実に自分の行動を律していくしかないと思います。

《知っていますか》

*男女共同参画社会とは

男女の性別による固定的な役割にとらわれず、それぞれが個性と能力を発揮し、ともに責任も担っていく社会です。

近年、経済の長期低迷、少子高齢の進展などにもない、経済・社会環境は急速に変化しています。このような急速な変化に対応し、21世紀にふさわしい経済・社会システムを確立するためには、「男女共同参画社会」の実現が、その重要な手立ての一つとなっています。



《フォーラムのお話》

男女共同参画社会の推進について、多くのみなさんと話し合い、明るく楽しい地域づくりのため昭和町男女共同参画推進『共に生き活き輝け昭和』フォーラム2005が3月5日(土)、町総合会館において開催されました。多くのおみなさんご参加をお待ちしています。



◆推進委員会へのご意見・ご提言をお寄せください。

役場企画行政課推進委員会事務局
(☎)275-1211 内線213

みんなでききて行こう

◆男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といって、募集・採用から、定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理の各ステージにおける女性に対する差別を禁止しています。

また、募集または採用に当たって、男性を現す職種の名称や女性を表す職種の名称(ウェイトレス、カメラマン、看護婦、保母等)の表示

を禁止しています。

しかし、少子高齢が進み、人口減社会が目前に迫っている現在、政府は5年間の新たな国の「少子化対策計画」を承認しました。

「男女雇用機会均等法」が施行されて20年、子どもを生み、育てることに喜びを感じる社会を目指して、男女がともに手を取り合いながら、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しが必要な課題です。



老人医療費助成金

支給制度からのお知らせ

一定の年齢にある高齢の方が医療を受けたときの自己負担額に関する助成制度について、来年度から対象となる方の要件が次のように変わります。

《現行制度》

平成 17 年 3 月 31 日まで

町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、

① 68・69 歳の方

② 65～67 歳の一人暮らしの方（町内に 1 親等の血族及び配偶者のいない方）で、所得が一定の基準額以下の方。

* 老人保健で医療を受けられる方は除きます。



《新制度》

平成 17 年 4 月 1 日から

町内に住所のある方で医療保険に加入している方のうち、68・69 歳の方で、同じ世帯の全員が市町村民税非課税の方。

* 老人保健で医療を受けられる方は除きます。

ただし、平成 17 年 3 月 31 日までに対象者と認められた受給者証の交付を受けた方については、現行制度の要件を満たしている間は、70 歳まで助成を受けることができます。

* 助成の内容については、これまでと変更はありません。

受給者証の交付申請や助成金の請求等、窓口で受付けております。

問合せは、役場町民窓口課老人保健担当（☎ 275-2111 内線 300）まで

乳幼児医療費助成金 申請書提出時のお願い

対象乳幼児

◆ 0歳から5歳未満の乳幼児◆ …………… **通院**

- * 5歳の誕生日の前日の月までが対象です
- * 1日生まれのお子さんは前月末日までが対象です



◆ 0歳から小学校入学前まで◆ …………… **入院**

- * 未就学児
- * 6歳の誕生日以後の3月診療分までが対象です

請求の手順

- * 町では、上記の年齢の期間に医療機関で支払った医療費（健康保険対象分のみで、自費や健康保険対象外は除く）を乳幼児医療費助成金として支給しています。
- * 助成金請求書は必要事項（住所・氏名・電話番号・受給者番号・加入保険証内容等）を記入し、医療機関ごとにひと月分の証明を受けた証明書、または使用可能な領収書を月ごと、医療機関ごとに分けて、助成金請求書の裏に添付し役場町民窓口課に提出してください。
- * 初めて請求書を提出する時は、「乳幼児医療費助成金口座指定届」を添付してください。
- * 医療機関の証明を受けた請求書については問題ありませんが、領収書を添付した請求書は様々な間違いが見受けられます。この場合、町では受理することができませんので下記の注意内容をよく読んでいただき、間違いのないよう提出をお願いします。



注意してください

- * 診療月の翌月の10日以降でないとい前月分の提出はできません。
- * 領収書は月ごと、医療機関ごとにひとつにまとめてください。
- * 使用可能な領収書は、最低でも受診日・受診者名・診療点数の記載のあるものに限りです。
- * 高額入院費がかかった時、高額療養費・付加給付費の対象となる場合がございます。対象者には申請の手順のことで役場から連絡が行くことがあります。また、その場合は支払までに多少日数がかかりますのでご了承ください。
- * 請求できる期間は、診療月から2年以内です。
- * 通院分は、5歳になった翌月から助成対象となりませんのでご注意ください。（返送扱いとなります。）

問合せは、役場町民窓口課乳幼児医療費助成金担当（☎ 275-2111 内線 300）まで

県政功績者表彰を 受賞されました

県政の社会福祉における功績が顕著であるとして、一瀬金造さんと花形幹雄さんが、「平成16年度県政功績者表彰」を受賞されました。



いちのせ 金造さん
一瀬 (河東中島)

一瀬さんは、町・郡の老人クラブ連合会の会長として老人福祉の増進に努めるとともに、県老人クラブ連合会の要職にあって県下老人クラブの発展に尽力してきました。

特に、地域の環境美化活動など社会活動に積極的に取り組むとともに、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進を図るなど、老人福祉の向上に尽くした功績が認められて、県政功績者として表彰されました。



はながた 幹雄さん
花形 (押越)

花形さんは、県視覚障害者福祉協会の要職にあって、視覚障害者の働く場の確保及び職域の拡大に力を注ぐとともに、山梨ライトハウス盲人福祉センター所長として点字図書の充実、点字の技術指導等に熱心に取り組み視覚障害者の情報保障に尽力しました。

また、学校等において福祉講話を実施し視覚障害者への理解を促進するなど、障害者福祉の向上に尽くした功績が認められて、県政功績者として表彰されました。

農業研究会で先進地視察を行いました

去る平成16年11月17日、町農業研究会主催の先進地視察が実施され、研究会会員・ハーブ栽培体験実習者など13名が、上野原町にある「うえのはらハーブガーデン」を訪れました。

町農業研究会は、「都市近郊型農業の確立と近代農業の推進を図り、地域農業の発展に寄与すること」を目的に地元の農家の方々により結成された組織です。

また、ハーブ栽培体験実習は昨年9月より半年間の期間で実施をしている、一般の方々もハーブ栽培を通して農業への関心を持っていただくことを目的に町で行っている事業です。今回、町農業研究会の視察先がハーブガーデンであることから、ハーブ栽培体験実習に参加の方々も同行しました。

キッチンハーブ栽培先進地 視察に参加して

押越区 浅川 武男

ハーブについてはほとんど知識のない私でしたが、平成16年11月17日、小春日和のほかほか陽気の中ハーブ栽培体験実習参加者、町農業研究会の会員のみなさんと上野原町ハーブ栽培の農場（施設）視察に出かけました。

ハーブ野菜の契約栽培、農家レストランを主宰する長田恵美子さんより上野原町役場庁舎の一室で事業内容の説明、質疑応



答をした後、栽培している農場に行きハーブ野菜（トレビス、ルッコラ等）の生育状況の実態を見せてもらい香りや食味をさせてもらい、これがハーブ野菜かと認識を新たにしました。その後農場で採れたハーブ野菜を、農家レストランにて調理をしたハーブ中心の昼食をとりました。普段なんとなく食べている香り、香味のあ

る野菜はハーブであることを知りました。また、ハーブ茶のいろいろいな味、香りを楽しませてもらいました。長田さんは長いことハーブ野菜の専門家としてハーブ教室を開いたり、料理専門書に調理方法を掲載したり、テレビ等にも講師として出演し、実際に自分で納得いくハーブ野菜をつくりたいという思いにかられハーブ栽培の事業に取り組むようになったとの話を伺いました。今では、超一流店が取引先とのことで驚きました

が、長田さんに言わせると業者と対等の関係を保ちながらお互いに本物の追求をしているとのことに参加したみなさんも驚きを隠せませんでした。

とかくわれわれは、目先の利益に走りがちであるが何が本物で、食べる人は何を望んでいるのかを的確に判断し、こだわり続けることにより客が付き利益も生まれてくることを学んだ有意義な一日でした。

全国体育指導委員連合表彰 (体育功労賞)を受賞されました



上河東在住の小松勝さん
(町体育指導委員)は、平成16年11月18・19日に姫路市で開催された「第45回全国体育指導委員研究協議会」において、長年にわたり社会体育発展に尽力した功績が評価され、体育功労賞を受賞しました。

また、小松さんは町だけではなく、中巨摩地区体育指導委員協議会会長・県体育指導委員協議会常任理事を現在も兼任しています。今後とも社会体育発展にご活躍くださることを願っています。

自衛隊東部方面総監感謝状を 受賞されました



西条一区在住の藤原進さんは、自衛官募集相談員として、長年にわたり自衛隊の募集広報に大きく貢献した功績が認められ、東部方面総監感謝状を受賞されました。

また、巨摩地区自衛官募集相談員連絡会副会長、ボーイスカウト甲府第3ベンチャー隊長としてもご活躍しています。

行財政改革ノススメ No.2

昭和町の行財政改革の進め方

地方分権に対応した「まちづくり」を進め、住民サービスを今まで以上に向上させるためには、すべての事務や事業のあり方を検討し、目的を果たした事業や、時代に見合わない制度などは改革を進め、縮小や統合、凍結や廃止とし、新たなサービスに転換することが必要です。

しかし、行財政改革は住民のみなさんの生活に影響を及ぼすものも少なくありません。まちでは、皆さんの声をお聞きしながら、住みよさが実感できる行政サービスの提供を目指して行財政改革を進めてまいります。

推進します！

- * 住民の視点に立ったサービス
- * 住民と共に歩むまちづくり

無駄を省きます！

- * 効果的で効率の良い行財政運営
- * コスト意識を持った行政運営

一緒に考えます！

- * 住民と行政との協働
- * 開かれた情報公開

【目標】

住民のための 行財政改革の 実現

推進します！

- * 事務事業の見直し
- * 組織機構の見直し
- * 職員の意識改革
- * 財源強化対策



これから平成17年度を通して、補助金や使用料・手数料、保育料や保険料などの受益者負担金の一つ一つを見直して、行財政改革審議会や住民のみなさんの意見をお聞きしながら改革を推進します。

進捗状況など、今後も幅広く情報をみなさまに提供してまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

ご意見は…役場政策法制課 (☎ 275-2111 内線 287・288) まで

みなさんの健康

★薬物依存

山梨大学医学部附属病院 薬剤部
副部長 鈴木 正彦

さらに、「パーティードラッグ」と称してパーティーや合コンなどで雰囲気盛り上げるツールとして使用させ、知らず知らずのうちに薬物依存症に引き込んでいる例も報告されています。

また、覚醒剤を使用し逮捕された芸能人が、離脱までの苦勞が語られることなく短期間のうちにマスメディアに再び登場し、何もなかったが如くスポットライトを浴びていることも薬物使用の罪悪感や恐怖感を低くさせている一因とも考えられています。

さらに携帯電話やインターネットの普及により小学生がテレクラ遊びをするように、またポルノサイトにアクセスするように、これまでに一般人には垣根の高かったいわゆる危険な情報に対して誰もが秘密裏に簡単に接触可能となつています。しかもこの情報は恣意的に危険性を伏せて提供されるのです。

一方で地域および社会から孤立し、価値観を同一にする仲間としかコミュニケーションを取らない若者グループにおいては、グループの常識が社会の常識として存在し、興味や誘惑が恐怖感や罪悪感を凌駕し易い状況となり、「一度だけなら」と一旦垣根を越えようと、陶酔感を抑えきれなくなり「前も大丈夫

だった」とか「いつでもやめられる」などと薬物依存に対する認識を持たなくなり依存症となることが報告されています。

不登校の児童に「学校に行かない」といひ会社に入れないし将来困るよ」と諭して登校を促しても意味がないように、価値観の異なるグループにスタンスを置く若者に身体への悪影響や世間体について語っても受け入れてはもらえません。

薬物依存に追い込まないためには、グループから強引に社会に引きずり出すのではなく、若者が自主的に地域社会との関わりを大事にしようとする心や価値観を育むように、また、若者を小さなグループに追い込まないように、地域全体が見守り・努力することが必要です。

しかし、一度依存症となった場合には、そこからの脱却は極めて困難です。家族や友人が薬物依存者を家の中に閉じこめたり、自分たちで解決しようとする必要以上に関わり、関与する人達の生活が依存者を中心として成立する「共依存」と言われる状態となり、結果として人間関係の悪化を招き治療に悪影響を及ぼすとされています。依存症が判明した場合には、迷わず専門家に相談してください。

企画 財団法人 里仁会

戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載の変更に

平成16年11月1日から、戸籍における嫡出でない子（法律上の婚姻関係のない男女の間から生まれた子）の父母との続柄欄の記載等が、次のとおり変更されました。

①嫡出でない子の出生届

嫡出でない子の出生届提出の場合、戸籍の父母との続き柄欄には、母が分娩した嫡出でない子の出生の順に「長男（二男）」、「長女（二女）」等と記載します。

③申出をすることができる方

⑦事件本人（本人が15歳未満のときは、法定代理人）
⑧母（本人が15歳以上の場合で、母が本人の現在戸籍に在籍するとき、または在籍していたときに限る。）

②すでに戸籍に記載されている嫡出でない子の続柄欄

すでに戸籍に記載されている嫡出でない子については、申出をすることにより父母との続柄欄の「男」または「女」の記載を「長男（二男）」、「長女（二女）」等に改めることができます。また、戸籍の続柄欄の記載を改めた事実を残さないように、申出により戸籍の再製をすることができません。

④申出は、事件本人の本籍地の市区町村長に対し行う

◆詳しくは、

甲府地方務務局戸籍課
（☎252-7176）

役場町民窓口課町民係
（☎275-2111内線305）
にお尋ねください。



みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
(☎ 275-2111 内線 252・253)

乳

児健康診査

| 実施日 | 該当児 | 受付時間 |
|--------------|--------------|------------|
| 2月24日 (木) | 平成16年 4月生まれ | 午後1時～1時15分 |
| | 平成16年 10月生まれ | 午後2時～2時15分 |

場 所 総合会館

持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育

児教室

実 施 日 2月25日(金)

受付時間 午前9時45分～10時

場 所 総合会館

該 当 児 平成16年11月生まれのお子さん

持 ち 物 母子手帳・筆記用具・バスタオル

*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1

歳6か月児健康診査

実 施 日 2月9日(水)

受付時間 午後1時15分～1時45分

場 所 総合会館

該 当 児 平成15年6月～平成15年7月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん

持 ち 物 母子手帳・1歳6か月児健康質問票・健康保険証・印鑑

母

と子のすくすく相談室

～子育て中のお母さんを応援します～

日時(会場) 2月7日(月) 午前10時～正午(総合会館)

2月21日(月) 午前10時～正午(押原児童館)

対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん

*保健師がご相談をお受けします。育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

*総合会館で実施する日にはお子さんの身体計測も行います。

13 広報 しょうわ 平成17.2.1

母

子手帳交付及び一般健康相談

日 時 2月8日(火) 午前9時～11時30分
2月18日(金) 午後1時30分～4時
2月23日(水) 午前9時～11時30分

場 所 総合会館

*母子手帳の交付を希望される人は、印鑑をお持ちください。

*予防接種についてのご相談も受付けています。

*一般健康相談は40歳以上の人を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行います。また、乳幼児の身体計測も行います。

*子宮がん検診のお申込みを受付けています。印鑑をお持ちください。今年度の申込み・受診は、2月いっぱいです。来年度の申込みは、4月からです。

ツ

ベルクリン反応検査とBCG接種

| 日 時 | ツベルクリン接種 | 判定・BCG接種 |
|-----------------|----------|----------|
| | 2月15日(火) | 2月17日(木) |
| 受付時間 午後1時～1時45分 | | |

場 所 総合会館 保健センター

対 象 児 ・平成16年6月～平成16年10月生まれのお子さん

・4歳未満でBCGを未接種のお子さん

・対象者には通知をいたします。

持 ち 物 母子手帳・予診票

*広報1月号でもお知らせいたしましたが、平成17年4月1日からBCG接種の対象年齢が、現在の4歳未満から生後6か月未満に引き下げられます。

*4歳未満のおさんは今回が公費負担で受けられる最後の機会となります。

*4月から生後6か月以上のおさんは任意接種(自費負担)になりますので、この機会に接種するようおすすめします。

*他の予防接種を計画しているおさんは、予防接種の間隔にご注意ください。(下記参照)

予

防接種の間隔に注意しましょう

| | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 生ワクチン | を接種すると、4週以上の間隔をあげないと、BCGは接種できません。 |
| ポリオ、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘 | |
| 不活化ワクチン | を接種すると、1週以上の間隔をあげないと、BCGは接種できません。 |
| 三種混合、二種混合、ジフテリア、破傷風、日本脳炎、インフルエンザ、B型肝炎 | |

リ

ハビリ教室

対 象 者 町内に住む身体に障害をお持ちの人(脳血管疾患後遺症・整形外科疾患)

訓練会場 総合会館 機能訓練室(会場まで車で送迎をいたします。)

訓練日程 2月1日(火)・10日(木)・16日(水)・23日(水)